計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額に限る。以下この⑺における開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）について同じ。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送変電部門の費用に整理すること。

別表第３（第10条関係）　［新設］

配電事業者に係る託送供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、配電事業の業務その他変電及び配電に係る業務に関する部門（以下「配電部門」という。）の収益を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域（託送収支計算書を公表する日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、電気事業法第27条の12の11第１項の規定により託送供給等約款が適用される地域を異なる託送供給等約款が適用される地域と併合する変更を行う場合には、当該併合後の地域。以下同じ。）ごとの譲渡価格等（法第27条の12の12の規定による引継計画に定めた対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格をいう。以下同じ。）が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　発生の主な原因を勘案して、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益及び社内取引収益に整理すること。

⑵　⑴で整理された電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、配電部門の収益に整理すること。

①　地帯間販売電源料（配電部門が販売した電気の料金に限る）

②　地帯間販売送電料

③　他社販売電源料（配電部門が販売した電気の料金に限る）

④　託送収益

⑤　事業者間精算収益

⑥　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

イ　接続検討料収益及び発電設備の系統連系に伴い不可避的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益

ロ　契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益（小売電気事業に係る料金又は託送供給等に係る料金の支払期日経過後に発生する利息に係る収益をいう。）、臨時工事費収益、諸工料収益、検査料収益及び諸弁償代収益（電気工作物等の設備の賠償に伴い受領した収益をいう。）（以下「契約超過金収益等」と総称する。）のうち、託送供給等約款に基づき収受した収益

ハ　電気事業雑収益（イに掲げるもの及び契約超過金収益等を除く。）に費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める２．及び３．に定めるところにより配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額

⑦　社内取引収益（３．に定めるところにより配電部門の収益として整理された額）

２．電気事業営業費用のうち、配電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　電気事業営業費用について、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、地帯間購